

令和7年度 公益目的事業計画
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

事業名	実施事項	実施の内容
第1 適正な公益目的事業の運営	公益財団法人の機関(評議員会、理事会)の適正な運営	<p>ア 公益財団法人香川県防犯協会連合会定款及び評議員会運営規程、理事会運営規程に基づいた、適正な評議員会、理事会の運営に努める。</p> <p>イ 「香防連だより」を発行し、半期毎の業務執行状況について役員等に報告する。</p>
第2 公益目的事業推進内容の充実強化	積極的な公益目的事業の展開	<p>ア 社会情勢や犯罪情勢の変化に即応した安全で安心なまちづくり事業を戦略的かつ計画的に推進する。</p> <p>イ 防犯ボランティア、各地区防犯協会等の関係機関と連携した公益目的事業を積極的に推進する。</p> <p>ウ 本会事務局職員の知識、能力の向上に努め、公益目的事業の実績の構築を図る。</p>
第3 公益目的事業推進内容 1 防犯思想の普及啓発事業	(1) 地域安全情報等の提供	<p>ア 当連合会のホームページを活用し、県民のニーズに合った地域安全情報や、防犯ボランティアの活動状況等を発信することにより、自主防犯意識の高揚と防犯ボランティアの裾野の拡大を図る。</p> <p>イ テレビ、新聞等の報道機関を活用した幅広い防犯思想の普及啓発に努める。</p>
	(2) 各種広報資料・防犯グッズの作成・配布	<p>ア 季節毎の地域安全活動(身近な犯罪等の防止、少年の非行防止と健全育成、振り込め詐欺防止等)に必要なポスター、チラシ等の広報資料のほか、犯罪情勢に応じた広報啓発資料の計画的な作成・配布に努める。</p> <p>イ 犯罪防止に資するため、防犯ビデオ、防犯グッズ等を提供し、犯罪予防の講習会、防犯キャンペーン等で活用することにより、効果的な広報活動を展開する。</p> <p>ウ 防犯関係機関等と連携・協働して、優良防犯器具等の推奨と普及に努める。</p>
	(3) 防犯フェア及び防犯ポスター・標語の展示会の開催等	<p>ア 全国地域安全運動期間中に開催される防犯フェア等において「防犯コーナー」を設置し、優良防犯器具等の展示や模擬体験等を通じ防犯思想の普及啓発を図る。</p> <p>イ 防犯思想の普及広報啓発を図るため、全国安全運動用防犯ポスター及び標語を広く募集し、優秀作品を選考して表彰するほか、優秀作品を活用して防犯チラシ等を作製するとともに「防犯ポスター・標語展示会」を開催する。</p>

	(4) 防犯ボランティア等の育成・支援	<p>ア 安全・安心まちづくりに積極的に取り組む地区を「安全・安心まちづくり推進地区」に指定し、地域安全活動を推進する上で必要な器材の購入等の支援を行う。</p> <p>イ 防犯思想の普及啓発を推進するため、既存の防犯ボランティアの活性化を図るとともに、県警察、自治体等と連携を図り、防犯リーダーの育成に努め、防犯ボランティアの裾野の拡大を図る。</p>
	(5) 地域防犯力の強化	<p>防犯ボランティア活動の活性化を図るため、企業や協力団体に防犯CSR活動への参画を働きかけ、防犯ボランティア団体が抱える人手不足や物品不足等の課題を解消し、各活動の活性化を促進することで、犯罪の起きにくい社会づくりを推進する。</p>
	(6) 防犯功労者・団体の表彰	<p>永年の防犯活動への功労に報いるとともに、防犯ボランティアの活性化と裾野の拡大を図るため、警察や各地区防犯協会等と連携して、適格な防犯功労者及び団体を選考して表彰するとともに、四国防犯協会連絡協議会や全国防犯協会連合会に積極的に上申する。</p>
	(7) 県民大会の開催	<p>全国地域安全運動の期間中、県警察、自治体のほか、地域ボランティア等の参加を得て、県民総ぐるみによる安全で安心なまちづくりを推進するための県民大会を開催する。</p>
2 各種犯罪の防止事業	(1) 少年の非行防止及び健全育成	<p>ア 少年犯罪の入り口である自転車盗や万引きを防止するほか、青少年を薬物や性犯罪等から守るため、関係機関等との連携を図り、ポスター、チラシ等の作成・配付、研修会の開催等を推進する。</p> <p>イ 少年警察補導員、地域安全推進委員、その他防犯ボランティアと連携を図り、少年の立ち直り支援活動、少年を見守る社会機運の醸成など、非行少年を生まない社会づくりを推進する。</p>
	(2) 県民生活に身近な犯罪等の防止	<p>ア 各種の防犯キャンペーンや防犯フェア等の開催・参加することにより、自転車盗やひったくり犯罪、凶悪事件に移行するおそれの強い住宅侵入犯罪、振り込め詐欺等の県民の生活に身近な犯罪を防止する。</p> <p>イ 自転車盗の防止と早期被害回復を図るため、自転車防犯登録制度の普及促進を図るとともに、迅速かつ適正な登録業務を推進する。</p>
	(3) 迷惑行為追放相談	<p>ア 「迷惑行為追放センター」として、弁護士、警察との連携を強化し、相談者の立場に立った適正かつ的確な指導・教示に努める。</p> <p>イ 毎月第1の水曜日に実施している無料相談の普及</p>

		と更なる充実を図る。
	(4) 風俗環境の浄化	<p>ア 「香川県風俗環境浄化協会」として、有害な風俗環境と青少年の健全育成に障害を及ぼす行為の排除活動を積極的に展開する。</p> <p>イ 法令順守と健全な営業を促進させるため、適正かつ効果的な風俗営業管理者講習を実施する。</p> <p>ウ 風俗営業許可申請に係る調査について、県警察と連携を図り、迅速適正な調査を実施する。</p>
第4 組織の強化	(1) 全国防犯協会連合会等との連携強化と力強い組織づくり	<p>ア 全国及び都道府県の防犯協会との連携を図るとともに、相互の情報の共有に努めて効率的かつ効果的な公益目的事業を推進する。</p> <p>イ 社会情勢や犯罪情勢に即応した公益目的事業を展開することにより、頼りがいのある力強い組織づくりに努める。</p>
	(2) 地域・職域防犯組織への支援	地域や職域単位の各防犯組織への支援を積極的に推進することにより、公益目的事業を推進するための環境を構築する。
	(3) 財政基盤の確立	<p>ア 「賛助会員制度」の周知に努め、賛助会員の獲得に努める。</p> <p>イ 会員に対して、本会の活動状況や各種防犯資料等を提供するほか、地域安全活動への参加等を積極的に行い、退会、会費未納の絶無を図る。</p>
	(4) 適正な会計	<p>ア 公益法人会計基準に基づく適正な財務会計の執行と管理に努める。</p> <p>イ 収支相償及び公益目的事業比率に適合する財務・会計の構築を図る。</p>